

渚マリーナの閉鎖及び跡地の利活用案に係る説明会 次第

日時 令和7年12月20日（土）10時～

会場 逗子市役所5階第2会議室

1 渚マリーナの閉鎖について

2 渚マリーナ跡地の利活用（案）

3 船舶の保管・移動について

4 質疑応答

（配布資料）

資料 渚マリーナ閉鎖及び跡地の利活用案について

別添 県有地（元海風荘、現渚マリーナ）の利活用方針案

渚マリーナの閉鎖及び跡地の利活用案について

1 琵琶湖マリーナの閉鎖について

琵琶湖マリーナの閉鎖時期は、当初予定していた令和9年3月末から1年延長し、**令和10年3月末**に変更します。

- 琵琶湖マリーナは、神奈川県の不法係留船対策の一環として、平成18年度に20年間の限定した期間で開設し、令和9年3月末に閉鎖することとしていました。
- この度、逗子市から、閉鎖後の跡地を利活用する意思が示されたため、逗子市の跡地の利活用の時期に合わせ、琵琶湖マリーナの閉鎖時期は令和10年3月末に変更します。

2 琵琶湖マリーナ跡地の利活用（案）

令和10年4月から、**マリーナ機能を有する市の施設**として利活用される見込みです。（利活用案は別添のとおり）

3 船舶の保管・移動について

琵琶湖マリーナ閉鎖後も市が開設する施設で引き続き船舶の保管を希望する場合は、**仮移転等をせず、そのまま保管**をすることができます。

- 引き続き保管をする場合、**市の設定する保管料等の条件**のもと、**市との契約が必要**です。
- 市の施設における保管料や契約手続等については、琵琶湖マリーナでの保管契約の最後の更新時期（令和9年4月頃）を目途に市から御案内する予定です。

琵琶湖マリーナ閉鎖後、市の施設で船舶の保管を希望しない場合は、**保管契約に応じた期限までに移転**をお願いします。

- 移転期限は、琵琶湖マリーナでの保管契約の最後の更新時期（令和9年4月頃）を目途に、（株）小坪マリーナから御案内する予定です。

問合せ先

○ 渚マリーナの閉鎖や下記以外のことについて

神奈川県河港課水政グループ 電話(045)210-1111 (代表) 内線 6476

○ 渚マリーナ跡地の利活用（案）について

逗子市経済観光課 電話(046)873-1111 (代表) 内線 281

○ 船舶の保管・移動について

【渚マリーナ閉鎖前までの保管について】

（株）小坪マリーナ（渚マリーナ） 電話(046)871-7384

【渚マリーナ閉鎖後の保管について】

逗子市経済観光課 電話(046)873-1111 (代表) 内線 281